

国際競争力のある滞在型観光と地域経済の振興を実現するための

特定複合観光施設区域整備法(案)¹

一 目的、定義	4
第一条 目的	4
第二条 定義	4
第三条 特定複合観光施設区域の指定	5
第四条 特定複合観光施設区域数の限定	6
第五条 特定複合観光施設区域の指定に関する基本方針	6
第六条 特定複合観光施設区域の指定に関する手続き	6
第七条 指定の取り消し	7
二 カジノ施行に関する許可	8
第八条 特定地方公共団体による特定事業者の選定とカジノの施行	8
第九条 カジノ施行に関する許可	8
第十条 施行者の欠格要件並びに適格要件	10
第十一条 カジノ施行許可の取り消し	10
第十二条 施行者の許可が取り消された場合の特定地方公共団体の救済	12
第十三条 カジノ施設の設置要件	12
二、カジノ管理機構	12
第十四条 設置	12
第十五条 任務	12

¹この案文はあるべき法案の全体像の大枠を適格に把握し、論点を整理するためのもので、現行法規との整合性等に関しては検証すべき側面があり、今後の検討課題となることに留意する。また異なる政策的選択肢を取る場合には、当該部分は大きく変わらう可能性があることに留意する。

第十六条	所掌事務及び権限	13
第十七条	組織	14
第十八条	委員長	14
第十九条	委員の任命	14
第二十条	任期	14
第二十一条	身分保障	14
第二十二条	委員の罷免	14
第二十三条	委員の服務、兼職の制限等	15
第二十四条	会議	15
第二十五条	規則の制定	15
第二十六条	事務局	15
第二十七条	財務に関する規定	15
第二十八条	関係行政機関との連絡等	16
第二十九条	監察官	16
第三十条	建議	17
第三十一条	国会への報告と活動報告公表	17
四． カジノ諮問委員会		17
第三十二条	設置	17
第三十三条	任務	18
第三十四条	組織	18
五． 施行に関与する民間主体等に対する許可、使用する機械等に関する認証		18
第三十五条	許可なき主体によるカジノの運営行為への参加禁止	18
第三十六条	施行に関与する民間個人の許可	18
第三十七条	施行に関与する民間個人の欠格要件並びに適格要件	19
第三十八条	民間個人に対する許可の一時停止、ないしは取り消し	20
第三十九条	使用する機械、器具、用具、システム等の認証	20
第四十条	機械、器具、用具、システム等の認証	21
第四十一条	関連製造家、販売事業者、サービス提供者等の許可	22
第四十二条	関連製造家、販売事業者、サービス提供者等の欠格要件並びに適格要件	22
第四十三条	関連製造家、販売事業者、サービス提供者等に対する許可の一時停止ないしは、取り消し	22
六． 運営等に関する許可、認証等		23
第四十四条	基本運営要綱等の認証	23
第四十五条	重要契約等の認証・届出	25
第四十六条	損失準備金積立義務	25
七． 運営等に関する遵守事項		25

第四十七条	運営等詳細規則	25
第四十八条	カジノ施設、ゲーミング区域における秩序維持、警備と監視義務	25
第四十九条	チップ並びに換金行為	26
第五十条	カジノ管理機構による監視	26
第五十一条	報告の徴収、立入検査	27
第五十二条	条例による追加規制	27
八.	顧客の安全、保護に係る事項	28
第五十三条	ゲーミング区域への立ち入り禁止者	28
第五十四条	ゲーミング参加禁止者	28
第五十五条	本人確認要請と施行者による顧客排除	28
第五十六条	顧客保護規定	29
九.	施行に伴う納付金等及びその用途	30
第五十七条	国に対する納付金	30
第五十八条	賭博依存症等対応基金納付金	30
第五十九条	特定地方公共団体が收受しうる納付金	31
第六十条	入場料	31
一〇.	国、特定地方公共団体、施行者の責務	31
第六十一条	国の責務	31
第六十二条	特定地方公共団体の責務	32
第六十三条	施行者の責務	32
一一.	主務大臣	32
第六十四条	主務大臣	32
一二.	罰則	33
一三.	罰則	33
第六十五条	罰則	33
一四.	罰則	33
第六十六条	政令、規則への委任	33
第六十七条	一定期間後の法の見直し	33
第六十八条	施行期日	33

一 目的、定義

第一条 目的

この法律は、国際競争力のある滞在型国内観光の振興により内外の観光客数を増大し、地域経済の振興を図るために、特定された地域に限り、金銭を賭すエンターテイメントとしての新たな遊技（カジノ）を提供する施設を核とした複合観光施設の整備を図り、その収益をもつて地域経済の振興と少子高齢化に直面した国の財政に資することを目的とする。²⁾

第二条 定義

この法律において次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

- 一、「特定複合観光施設」とは、会議施設、宿泊施設、飲食施設、物販施設や多様な遊興施設あるいは公益的施設等を含み、その中核にカジノを行なう施設を据えた複合的な機能を有する余暇、遊興施設をいう。但し、個別地域の事情や観光特性を考慮し、既存の地域における観光資源と新たに設置される施設の融合が同等の効果をもたらすものであっても特定複合観光施設とみなすことができる。
- 二、「特定複合観光施設区域」とは、第三条から第七条までの規定に基づき、主務大臣が指定する特定複合観光施設を設置できる区域をいう。
- 三、「特定地方公共団体」とは、第六条の規定に基づき、主務大臣に特定複合観光施設区域の施行計画案を申し出し、主務大臣よりその指定を受ける地方公共団体ないしはその一部事務組合をいう。
- 四、「特定事業者」とは、この法律に基づき、特定地方公共団体との契約により、特定複合観光施設区域に複合観光施設を計画し、資金を調達し、施設の建設、維持管理及び運営を担う民間主体をいう。特定事業者は、国の機関であるカジノ管理機構に別途申請し、許可を取得できた場合、当該特定複合観光施設区域においてのみ、かつ本法、関連する政令、規則に準拠する限りにおいて、カジノ施設を整備し、カジノを運営することができる。カジノ施設の運営を担う許可を得た特定事業者を「施行者」と呼称する。施行者は犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条に規定された特定事業者となり、同法に規定された義務を担う。³⁾

²⁾ 複数の政策目的を列挙するよりも、明確に目的を限定することにより、全体との整合性を図ることが解りやすくなる。派生的に得られる様々な政策効果は法律上の目的とはしない。

³⁾ 法律上の賭博行為の施行者を特別の許可を得た民間事業者とする考えは従来の我が国の許諾賭博法制には無い考え方になる。勿論自由な施行などはありえず、あくまでも一定の厳格な公的管理、制約条件の下における施行になることを前提とするに留意する必要がある。尚、本法案に基づく施行者を擬似金融事業者として、

五 「カジノ」ないしは「ゲーミング」とはトランプ、さいころ、テーブル等の用具、器具あるいは機械式・電子式機械等を用い、金銭を賭して僥倖により勝者が金銭を取得する賭け事をいい、本法律の規定に基づき、許諾され、許可を受けて設置されたカジノ施設において提供される遊技をいう。

六 「ゲーム」とは一定の約束事のもとに行なわれる金銭を賭す個別の遊技ないしは総体としての様々な遊技をいい、ゲーミングの要素を構成する。この法律で許諾されるゲームの種類はカジノ管理機構による規則でこれを定める。

七 「カジノ施設」とは、特定複合観光施設の中で専らカジノないしはゲーミングを提供するために使用される施設をいう。

八 「ゲーミング区域」とは、カジノ施設の中でその立ち入りが本法律、及び関連する政令、規則等により制限され、本法律に基づく規制、監視、管理の対象となるカジノ施設内部の区域をいう。ゲーミング区域は、ゲームが提供される施設部分と共に、内部管理や監視のための事務所施設等をも含む。

九 「カジノ管理機構」とは、公正かつ健全なゲーミングの提供を担保するために、運営に係わる規則等を制定し、カジノ施行に関与する民間主体に認可を与え、使用する機械、器具、道具、システム等を認証し、かつカジノの施行を監視、監督する国の機関をいう。

一〇 「カジノ諮問委員会」とは、カジノの施行に関する主務大臣の政策審議会をいう。

一一 「ゲーミング粗収益」とは施行者がゲーミングの施行に伴い收受する売上高で、顧客総賭け金額から顧客勝分を差し引き、カジノ管理機構が規則で定める手順に基づき調整された金額をいう。

二 特定複合観光施設区域の指定

第三条 特定複合観光施設区域の指定

主務大臣は、特定複合観光施設区域を企画し、実現しようとする地方公共団体による施行計画案を募り、第五条から第七条の規定に基づき、法の趣旨にかなう最も適切な計画案を選定し、当該区域を特定複合観光施設区域として指定することができる。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」を改正し、同法に規定された特定事業者とすることが適切であるう(FATF勧告に基づく)ことが要請される)。

法令で決めるべきことの意見もあるが、許諾されるゲームの内容はあまりにも詳細すぎるし、射幸性のあり方やゲームのあり方等専門的にかつ慎重に検討されるべき内容を含むため、カジノ管理機構が定める規則に委任することが適切であると判断される。尚、本項における定義は、いわゆるインターネットを媒介とした仮想空間におけるインターネット・カジノを含まない考え方になり、これらは明示的に許諾の対象としないことを全ての前提とする。もし規制を前提に許諾することを考慮するならば、別の制度的枠組みが必要となろう。

第四条 特定複合観光施設区域数の限定

主務大臣により指定された特定複合観光施設区域においては、第八条から第十一條に規定された手続に基づき、カジノ施設を含む特定複合観光施設を整備し、設置することができる。カジノの施行の安全性、安定性、健全性を担保し、その経済的、政策的効果を確実に享受するため、特定複合観光施設区域の総数を最大十ヶ所と限定する。また、当面の間、国際的、全国的視点から観光振興効果並びに経済振興効果を發揮できる可能性の高い地域を優先し、地理的な分散を考慮した上で、その施行を二ヶ所に限定する。

三 特定複合観光施設区域の指定に関する基本方針

第五条 特定複合観光施設区域の指定に関する基本方針

- 一 主務大臣は、特定複合観光施設区域を指定する手順、要件、判断基準等を定めるため、特定複合観光施設区域の指定に関する基本方針（以下基本方針）を策定し、公表する。
- 二 主務大臣は上記基本方針を定めようとするときは、予め各省各庁の長に協議すると共に、カジノ諮問委員会の議を経て、閣議に付さなければならぬ。
- 三 主務大臣は当面実施する二ヶ所における特定複合観光施設区域の着実な施行を検証し、評価した後に、特定複合観光施設区域の数を増やす場合には、前第一項に記載された基本方針を改定する。この場合、予め各省各庁の長に協議すると共に、カジノ諮問委員会の議を経て、閣議に付さなければならない。

第六条 特定複合観光施設区域の指定に関する手続き

- ① 施行数を限定するのは、乱立を許せば社会的に好ましくない影響が生じるからで、一定の地域独占を認め、確実かつ安定的な経営をさせること」などが法の趣旨にかなうと考えられるからである。一定の要件を満たせば、自動的にカジノ施設が整備できるという考えは、「こと賭博施設に関する限り適切とはいえない。公正さ、安全性を保持すべき要件は平等たることを凌駕する。かかる事情により、結果的に国が地域を選定するという手順が適切と考えられる。」の結果、限られたパイロット事業を国がその全体構造を管理しつつ、慎重に国の機関自身が管理しながら実施するという構図に近い。設置総数 当面設置する数はいずれも政治的判断となるが、国民の不安感を払しょくするためにも、当面は限定的な施行をすることが好ましいといえる。
- ② 初は限定された政策効果が高いと想定されるパイロット事業のみを実施し、試験運用・評価分析、改善措置の実施などを考慮し、制度や規則を段階的に構築していくことなどが考えられる。
- ③ 施行数を増やす判断のハードルを高く設定しているのは、政治的圧力や恣意的な判断の対象にならないように、透明性を高めた手順とすることが好ましいという理由による。尚、施行数を増やせば、規制に関する事務量は増大するため、何らかの手当てが必要になる。

一、主務大臣は基本方針に基づき、特定複合観光施設区域を設置しようとする地方公共団体による施行計画案を募るものとし、かかる計画案を審査、評価した上で、特定複合観光施設区域を指定する。

二、主務大臣は前一項に記載された審査、評価に関しては次の各号に記載された判断基準を考慮しなければならない。^o

(一) 特定複合観光施設が地域社会にもたらす観光振興効果及び経済振興効果。

(二) 特定複合観光施設が地域社会にもたらしうる社会的に否定的な影響を縮小化する施策提案。

(三) 特定複合観光施設の設置提案と地域における観光・産業・社会的諸施策との整合性。

(四) 特定複合観光施設の設置提案の実現可能性。

三、特定複合観光施設を設置する施行計画案を主務大臣に提案する地方公共団体は、提案に際し、予め次の各号を考慮しなければならない。

(一) 特定複合観光施設区域にカジノ施設を設置することに伴う社会的、経済的影響度評価を実施し、これを提案に含むこと。

(二) 公聴会を開き、利害関係人の意見を聴くこと。

(三) 特定複合観光施設区域にカジノ施設を設置することに対し、議会の同意議決を取得すること。

(四) カジノを施行することに伴う社会的に否定的な側面を縮小化するための具体的な施策を提案に含むこと。

(五) カジノの施行を健全かつ安全に実施するための具体的な施策を提案に含むこと。

四、主務大臣は地方公共団体が提出する施行計画案の審査、評価に際しては、予めカジノ諮問委員会の意見を聞くものとする。

第七条 指定の取り消し

主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合、特定複合観光施設区域の指定を取り消すことができる。

一、政令で定める一定期間以内に特定複合観光施設の建設がなされない場合。

二、第六条に規定された施行計画案から大きく逸脱する施設が整備され、法の趣旨に合致しない場合、また特定複合観光施設の運営が地域社会の善良なる環境保持に甚大なる影響を及ぼし、公共安全の見地より、事業を継続することが適切ではないと判断する場合。

^o 詳細は基本方針に委ねるにせよ、国が地域の選定を担う以上、一定の判断基準が法により明記されることが好ましいと考えられる。尚、区域の指定を受けることが、この指定を受けることのみにより自動的にカジノの施行を認める場合にはならない仕組みを前提とする。

○ 詳細は基本方針に委ねられるべきであろうが、如何なる施設群をイメージして特定複合観光施設と考えるのか、既存の地域の施設との共存をどう考えるのかなどは、個別地域の事情や政策のあり方次第では大きく異なる可能性があり、できる限り柔軟性のある考え方をとった方が適切と判断される。必要となる最低の要件のみを法に記載し、何が要求されるかの判断基準の基本を明確にする。

三 第十二条の規定に基づき地方公共団体が新たな施行者を選定する」とが困難になった場合、あるいは相当の時間の経過にも拘わらず、新たな施行者を選定する」とが難しい状況にあると判断される場合。

二 カジノ施行に関する許可

第八条 特定地方公共団体による特定事業者の選定とカジノの施行¹⁰

- 一 特定地方公共団体は、競争性、公平性を保持した公募により特定事業者を選定し、特定複合観光施設の企画、建設、資金調達、維持管理、運営を一括して委ねる」とができる。
- 二 特定事業者は、第九条の規定に基づき、別途カジノ管理機構からカジノ施行に関する許可を取得して、初めてカジノ施行を実行する」とができる。
- 三 特定事業者は、特定複合観光施設の開発に係る特定地方公共団体との契約案をカジノ管理機構に提出し、その契約締結前にカジノ管理機構の認証を取得しなければならない。カジノ管理機構は、公共安全や公正かつ健全な施行の確保という観点から、当該契約の内容に意見することができる。但し、カジノ管理機構は非合理的な理由によりこの認証を拒否したり、留保したりする」とはできない¹¹。

第九条 カジノ施行に関する許可

- 一 特定事業者が、カジノの施行を要望する場合には、カジノ管理機構が定める所定の書式に基づきカジノ管理機構に申請し、同機構によるカジノ施行に関する許可を取得しなければならない。施行を担う法的主体が、その目的遂行のために新たに設立される企業である場合は、政令で定める一定率以上の株式を保持する全ての出資者、あるいは間接的に同等の経済的利害関係を保持する主体(以下、主要株主等)の全てが連帯して申請者となるものとする¹²¹³。

- 二 施行者を特定事業者(民間事業者)とするのは、厳格な規制の下にリスクのある賭博行為を民間事業者に委ねる」とが関係性を簡素化できるからである。地方公共団体は国から「指定」を受けることにより、特定地区における一種の「設置許可」を取得できる。但し、これだけでは施行できず、別途一種の「運営許可」を国から取得する民間事業者を選定し、当該地区に特定施設を設置・運営することにより始めて施行が可能になる。地域の指定は国が担うが、指定された地域は、施行が可能となる設置のお墨付きをもらつただけになる。二つのハードルを乗り越え、これを合体させることで初めてカジノが施行できることになる。尚、カジノ施行の申請ができるのは「特定事業者」になり、特定事業者の数が限定される以上、「の申請行為は限られた民間主体のみを対象とする」となる。
- 二 尚、当然のことながら、地方自治法に基づき、当該契約は議会の承認を必要とする。
- 二 特定目的会社が名目的な認可を受ける主体と想定する場合、その認可の申請者は、当然その出資者ないしは(名目的な出資者のみならず)現実に株式支配権を行使できる全の主体でなければ意味がない。諸外国では有効議決権となる株式5%以上を保持する主体を捕捉する。
- 二 行政認可権は主務大臣が保持すべきで規制機関であるカジノ管理機構に委ねるべきではないとする考え方もある。

二・ カジノ管理機構は、申請者による費用負担により、調査、審査を実施し、申請者の適格性を

検証の上、カジノ施行を担う許可を与えるか、「これを拒否する」とができる。申請の要件と申請に係る費用負担等の詳細は、カジノ管理機構が別途規則にて定める。

- 三・ 申請者は、第十条に規定した基準に則り、自らの適格性を立証する義務があり、カジノ管理機構が要求するあらゆる書類、情報を提出し、カジノ管理機構による調査、審査に協力しなければならない。

四・ 申請者が、諸外国において類似的なカジノ運営許可を取得している場合、あるいは外国籍を有する法人である場合、カジノ管理機構は申請者の明示的な許諾と費用負担に基づき、関係各国の規制機関ないしは行政当局等に対し、その申請内容並びに、審査の経緯、許可の詳細につき照会できる。

五・ カジノ管理機構は第十条で規定する要件に照らし、自らの評価、判断により申請を認め、許可を与えるか、これを拒否できる。申請者が合理的な理由無く、必要となる書類、情報の提供を拒否したり、協力を拒んだりした場合には、カジノ管理機構は当該申請を拒否できる。カジノ管理機構は、安全、確実かつ健全な施行を期すために、必要があると判断する場合は、当該許可に際し、一定の条件を付すことができる。

六・ 前項に基づく許可は五年間有効とし、再申請により更新可能とする。施行者が許可失効のヶ月前迄に再申請をなし、審査の過程で許可が失効した場合には、更新の可否に至るまでの間、暫時的に許可を受けているものとみなす。

七・ 施行者は、株主構成や株式所有比率等、許可の前提となる重要事項に変更が生ずる場合には、予めカジノ管理機構に申請し、その許可を取得しなければならない。許可の対象となる重要事項の詳細は別途カジノ管理機構の規則にて定める。

八・ 施行者に付与される許可は第三者に承継することはできず、かつ担保の対象とすることはできない。当該許可は、特定複合観光施設における一ヶ所のゲーミング区域においてのみ有効であり、これを分割して運用したりしてはならない。また施行者はゲーミングの提供行為を再委託することはできない。

あるが、①極めて特殊な認可であり、数も限定され、国民一般に係る内容ではないこと、②優れて専門的内容の審査、認可もあること等の理由により、独立行政委員会となるカジノ管理機構に「の権限を委ねることはおかしな考えではないと判断する。また官僚機構が実質的な権限を握るよりも、できる限り中立的、独立的な主体にこれを委ねることがより合理的であるといえる（あるいは実質的な認可推奨権をカジノ管理機構が担い、これに基づき主務大臣が形式的に認可するという考えも不可能ではない）。

本外国にてカジノのライセンスを取得している本邦ないしは外国の事業者が申請する可能性があり、この場合、申請者の明示的な許諾に基き、外国の規制当局より情報開示を受けたり、情報交換したりする」とは世界各国の賭博規制当局間で日常的に行われており、審査の迅速化を図る意味でもおかしな規定ではない。もっともこれを外交ルート経由にしたり、行政手続きを複雑にしたりすると、本末転倒の事態になる。専門的事項に関する規制機関同士の情報交換は、柔軟にできることが好ましいといえる。

因みに一部米国州で許諾を得た事業者が海外において事業活動や許諾申請をする」とは米国当該州の規制当局の認可の対象になることが通例である（一種のクロスデフォルトが制度化され、外国での許認可上の不法行為等は、例え米国とは関係なくとも米国におけるライセンス取り消しの対象になる。かつ米国の判断基準に基づき不適切なパートナーと米国事業者が連携したり、共同事業を担つたりすることを米国規制当局は認めないとが通例となる）。また海外活動における違法行為は、本国におけるライセンス剥奪を構成することが米国のあり方になる。我が国では、米国ほど厳格にクロスデフォルトを考慮する必要性は無いと考えられる。

九・ 許可を得た施行者が、外国において類似的なカジノ施行に係る認可取得に関与した場合で、当該国の規制機関ないしは行政当局が、施行者の同意を得て、施行者に関する情報、審査の経緯、許可の詳細につき照会があつた場合には、カジノ管理機構は、施行者の同意を得ることなく必要な情報提供をすることができる。

第十条 施行者の欠格要件並びに適格要件

- 一・ カジノ管理機構は、第九条第一項に記載された許可を申請する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしてはならない。
 - (一) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は過去暴力団員であった者(以下暴力団員等)がその事業活動を支配する株式会社。
 - (二) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある株式会社。
 - (三) 取締役若しくは執行役、相談役、顧問その他如何なる名称を有するものであるかを問わず、会社に対し、取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む)又は監査役が暴力団員等に該当する株式会社。
 - (四) 暴力団員等と直接的ないしは間接的な経済的利害関係を有している、あるいは有していた株式会社²⁶。
- 二・ カジノ管理機構は、第九条第一項に記載された許可を申請する者が次に記載された適格要件を満たすことを確認しなければならない。
 - (一) 当該主体が法遵守の内部的体制を具備し、高い社会的責任と高潔な倫理観、社会的名声を保持していること。
 - (二) 当該主体が、提案されるカジノ施設並びに関連付帯施設を実現できる財政的資力ないしは資金調達力を保持していること。
 - (三) 当該主体が、提案するカジノ施設並びに関連付帯施設の実現と運営を担うに十分な能力と経験を保持していること。

第十一条 カジノ施行許可の取り消し

²⁶ 疑わしい主体は、規制機関自らの判断により全て排除すべきであり、例え独立商業者間(アームズレンジス)の関係で通常の商行為をしていましたにすぎないとしても、暴力団員と何らかの利害関係を持つこと自体が潜在的リスクのある主体となる。甘い規定にすべきではない。

通常の法律では欠格要件のみを規定する。一方、欠格要件を規定するだけでは、必ず組織悪が入る余地を生むというのが諸外国の経験でもあり、規制当局が合理的な範囲において、好ましくないと判断される主体、潜在的にリスクがある主体を排除できる仕組みにしておくことが通例となる。勿論、排除する場合には相当の説明責任を要求される²⁷ことになり、規制当局が何でもできるという仕組みにはならず、公平性を損なう危惧はない²⁸と考えられる。適格要件を満たさないと判断された者が不服の場合の救済措置は、一般法に基づく行政訴訟になる。

一

カジノ管理機構は施行者ないしはその主要株主等が次の各号のいずれかに該当するときは、
催告をもつてその着実な履行を促したり、是正、修復を求めたりすることができる。

(二) 施行者が政令で定める一定期間内にカジノ施設を実現し、その運営を開始することができない場合。

- (一) 施行者が第九条第五項に基づくカジノ管理機構の許可条件を遵守することができない場合。

(二) 施行者が第十二条第二項に定める適格要件を満たさなくなつたとカジノ管理機構が判断した場合。

(三) 施行者ないしはその主要株主等が第十条第二項に定める適格要件を遵守せず、カジノ管理機構が判断した場合。

(四) 施行者が、運営に係る規則、基準等を遵守せず、ゲームミングの健全性、安全性、公正さを損なう行為をなした場合。

(五) 営業開始後二期連続して、施行者の財務状況が著しく悪化し、健全かつ安全な施行を

実施できる状況にはないとカジノ管理機構が判断した場合。

二 カジノ管理機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、施行者に対する許可を一時的に停止したり、取り消したりすることができる。

(一) 施行者ないしはその主要株主等が虚偽の申請をしたことを後刻確認した場合。

(二) 施行者ないしはその主要株主等が第十条第一項に記載された欠格要件に該当するに至つた場合。

(三) 前一項に規定されたカジノ管理機構の是正、修復要請にも拘らず、その是正、修復が不可能と判断される場合。

(四) 予め許可を取得すること無しに、施行者が株主構成や株式所有比率等許可の前提となる重要な事項を変更した場合。

(五) 施行者がこの法律の規定、この法律に基づく規則や規準を遵守せず、施行の健全性、安全性を損なう深刻な違法行為や度重なる違反行為を行つた場合。

(六) 運営開始後、継続して六ヶ月以上に亘り、合理的な理由無く、施行が中止される場合

(七) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に関し、施行者による重大な報告義務違反、忠実義務違反があつた場合。

(八) 施行者に係る破産申し立て、会社更生手手続き開始、民事再生手続き開始、会社整理手続き開始、特別清算手続き開始等の倒産法的手続きをついて、施行者の取締役会でその申し立てを決議した場合、又は第三者によりその申し立てがなされた場合。

三 下記事由の場合には、カジノ管理機構による施行者に対する許可は、効力を喪失する。

(一) 主務大臣が特定複合観光施設区域の指定を取り消したとき。

(二) 特定事業者と特定地方公共団体との契約において、特定事業者による債務不履行事由が生じ、カジノ施設を健全かつ安全に運営することに対し、重大なる支障が生じたと判断されるとき。

第十二条 施行者の許可が取り消された場合の特定地方公共団体の救済

第十一条第二項ないしは第三項(二)号の規定に基づき、施行者の許可が取り消され、施行者と特定地方公共団体の契約が解除される場合には、特定地方公共団体は、主務大臣の許可を得て、施行者の資産を第三者に継承せしめる」とを前提に、第八条から第十条の規定に基づき、新たな施行者を選定する手順を踏む」ことができる¹⁷⁾。

第十三条 カジノ施設の設置要件

- カジノ施設は特定複合観光施設区域の中に設置され、かつ教育施設、住宅施設、医療福祉施設、宗教施設から政令で定める一定距離が確保され、地域社会の環境保全に配慮した地点に設置されなければならない。
- 集客施設としてのカジノ施設の安全、技術的設置要件等は別途政令でこれを定める。

三 カジノ管理機構

第十四条 設置

カジノを規制し、監視するため内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の規定に基づき、内閣府の外局としてカジノ管理機構を設置する。¹⁸⁾

第十五条 任務

カジノ管理機構は、安全、健全、公正なグーミングを国民に提供する目的をもつて、カジノの運営

「設置に係る国と地方公共団体との関係と運営に係る国と民間事業者との関係という二つの枠組みが存在し、民間事業者の問題(例えば破たん、違法行為等)により施行の許可が国の機関により取り消された場合でも、主務大臣による「区域の指定は本来有効であるべきとなる。その際は、国の機関の了解を得て、地方公共団体がリーダーシップをとり、新たな民間事業者を選定し、国の許諾を得て、施行ができるような救済措置を考慮する」とが合理的と考えられる為である。勿論実態は、債務や資産の継承等は債権者たる金融機関に実務を委ねつつ、これと連携しながら、特定地方公共団体が新たな継承者となる施行者を選定するという手順になる(地方公共団体が、不本意な形で財政負担を強いられる構図としない工夫が前提となる)。

この案は、主務大臣の下に民間有識者よりなる独立行政委員会(三条委員会)を設け、かつ強い行政権限をこの委員会に付与することを前提に考えられている(こうとはしない選択肢もありうる)。行政権限は主務大臣が保持すべき」という声もあるが、行政府、立法から中立性、独立性を保持した主体に権限を委ねた方がより合理的という側面もある。極めて特殊な認可行政でもあり、かつ流動的な市場環境を考慮し、規制のあり方もある程度柔軟性と専門的知識が必要であるために、(主務大臣に権限を付与し、実質的に官僚機構がこれを担う仕組みよりも)権限と共に、全ての実務を國の機関である行政委員会に「これを一括して委ねる」とがより制度的にすつきりする(業務の内容よりして、単純許認可行政ではありえず、既存の行政機構でこれを担うことは無理であり、専門性が無ければ対応できないという事情もある)。尚、事務所掌と権限をどう委ねるべきかに関しては様々な考え方もありえ、慎重な検討が必要となるう。

に関する規則等を制定するほか、悪、組織悪、不正等の介在を防止し、地域社会の公序良俗を保持するために必要な施策を講ずるとともに、適切かつ健全なカジノ施行が確保されるよう運営に関与する民間主体を審査し、許可、認証等を与え、運営の監視、検査、監督をする」とを主たる任務とする。

第十六条 所掌事務及び権限

カジノ管理機構の所掌事務は、次に掲げる事務とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律に従いなければならない。¹⁹⁾

- 一 本法律に基づき施行者が担うカジノの運営に関し、遵守すべき規則を定める」と。
- 二 カジノ施設、ゲーミング区域、ゲームの内容と運営手法、安全管理体制、基本運営要綱等について技術標準を定め、その履行と遵守を監視すること。
- 三 カジノ施設の運営に携わる施行者の適格要件の詳細を定めること（主要株主等も施行者と同等の扱いで、この中に含む）。
- 四 施行者ないしはその候補者による審査要請を受理し、その適格性を調査、審査し、これを許可する、許可を更新する、ないしは申請・更新を拒否すること。
- 五 カジノの運営に直接的ないしは間接的に関与する個人（施行者の経営者、管理職、従業員等、あるいは、機械、器具、用具、システムないしはサービス提供に係わりうる関連企業に従事する経営者、管理職、従業員等）に係る適格要件の詳細を定めること。
- 六 カジノの運営に直接的ないしは間接的に関与したいと欲する個人による審査要請を受理し、その適格性を調査、審査し、これを許可する、許可を更新する、ないしは申請・更新を拒否すること。
- 七 ゲーミング区域においてゲームに利用される機械、器具、用具、システム等の設置と使用に関する型式、技術上の規格、技術標準と認証要件を定め、これを認証し、その利用を監視すること。また認証に必要な試験事務に関しては、試験機関を指定し、これを行わせる」と。
- 八 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の規定に基づき、施行者から提出される届出に係る事項等の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する報告等を主務大臣経由国家公安委員会に提出すること。
- 九 カジノに関する内外の情報収集や犯罪抑止に係わる手法を検討すること。また、法律で認められる範囲において諸外国の規制機関、行政当局等との情報交換を行なうこと。
- 一〇 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づきカジノ管理機構

る。国の機関としての規制機関が担うべき事務の内容は、規制機関が如何なる行政的枠組みであつても変わることはない。実務の業務量はかなり多いこと、専門的な対応や判断が求められることより、この目的のための専任組織としない限り、対応できなくなる。規制の業務自体を地方公共団体や地方公安委員会に委ねてはどうかとする意見もあるが、地方レベルでバラバラにかかる専門性の高い業務を担うこととはまず不可能と判断すべきである。また、公安秩序維持の観点からも、かかる業務は地方に委ねるべきではない。

に属させられた事務。

第十七条 組織

カジノ管理機構は、委員長及び委員・・人をもつて組織する。

第十八条 委員長

- 一 委員長は、委員の互選により選定される。
- 二 委員長は、会務を總理し、カジノ管理機構を代表する。
- 三 委員長に事故があるときは、予めその指名する委員が、その職務を代理する。

第十九条 委員の任命

- 一 委員は、優れた識見と経験を有する民間有識者のうちから、両議院の同意を得て、内閣總理大臣が任命する。
- 二 委員に欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができるときは、内閣總理大臣は、前項の規定に拘らず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
- 三 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣總理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

第二十条 任期

委員の任期は二年とする。

第二十一条 身分保障

委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

- 一 成年被後見人、被保佐人若しくは破産の宣告を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 本法律、本法律に関連する政令、規則等に対する違反行為があり、処罰されたとき。

第二十二条 委員の罷免

内閣総理大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

第二十三条 委員の服務、兼職の制限等

- 一 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 二 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 三 委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。
- 四 委員の給与は、別に法律で定める。
- 五 委員はその職を退いた後、二年間に亘り、施行者と一定金額以上の取引をする民間企業に勤務したり、かかる主体から報酬を得たりする活動を行なつてはならない。

第二十四条 会議

- 一 カジノ管理機構は、委員長が招集する。
- 二 カジノ管理機構は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 三 カジノ管理機構の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第二十五条 規則の制定

カジノ管理機構は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、カジノ管理機構規則を制定することができる。

第二十六条 事務局

- 一 カジノ管理機構の事務を処理させるため、カジノ管理機構に事務局を置く。
- 二 カジノ管理機構の事務局に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の定めるところによる。

第二十七条 財務に関する規定²⁰

- 一 カジノ管理機構の創設、維持、運営、活動に関する費用は、原則カジノの施行を担う複数の施行者が共同して、施行に伴う収益を原資とし、その全てを補填する。
- 二 主務大臣はカジノ施設の運営が開始された事業会計年度の時点で、カジノ管理機構の創設以降の全費用を賦課金として各施行者が当初想定したゲーミング粗収益に按分し、各施行者に課すことができる。事業開始後一会计年度目に、前年の実際のゲーミング粗収益に基づきこの賦課金額の多寡を調整すると共に、以後、毎会計年度毎に前年のカジノ管理機構の実活動費用を各カジノ施設の実際のゲーミング粗収益額に按分比例して賦課金として課すものとする。各施設に対する賦課金額は政令でこれを定め、全額国庫に納付する。
- 三 第五条三項の規定に基づき、カジノの施行総数が増える場合には、前二項に記載された賦課金は、類似的に全てのカジノ施設間で按分する。
- 四 カジノ管理機構は前二項に記載された賦課金とは別に、別途定める規則に基づき、施行に係わる民間主体等の審査、許可、認証等に伴う費用・料金を各申請主体から徴収することができる。同費用・料金額は政令でこれを定め、同機構が徴収し、全額国庫に納付する。

第二十八条 関係行政機関との連絡等

- 一 カジノ管理機構は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長、地方公共団体の長、または関係団体に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 二 カジノ管理機構は、必要に応じ、施行者ないしはカジノの施行に直接的、間接的に関与している者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

第二十九条 査察官²¹

20 賭博行為の許諾の一つの重要な目的は国にとっての財政上のメリットをとることでもあるが、その規制の費用は賭博収益から負担すべきであって、国民の税金をかかる目的に使うべきではないという立法政策になる。例が無いとか、国がかかる費用負担を要求できる論理があるかとする見解もあるが、諸外国でも当たり前の考え方でもあり、我が国においても考慮されるべき考え方であろう。国の行政組織は中央省庁等改革基本法、行政改革大綱などに沿い、計画的・積極的な減量・効率化を図り、機構の新設はスクラップアンド・ビルトの原則により、行政組織が膨張しないよう措置されている。但し、国の機関の費用が受益者原則に基づき、負担され、原則国民の血税を充當しないことを原則とするならば、別の立法政策上の議論もありうるのでないか。勿論、不用意にしての国の機関が肥大化しない配慮が前提になることは当然のことになる。

21 限られた数の職員により効果的に抑止力を發揮することが目的で、監視の費用としては最も安く手軽になる。かかる機能は都道府県警察が担うことができるうれば「した」とはないが、かなり専門的な知識や能力を必要とし、負担もかかる業務となる以上、単純な警察の日常活動とは異なる監視のあり方であることを考慮する必要がある。役割や機能は通常の警察官が担う業務を超える内容になる。勿論不法行為、違法行為などが露見した場合には、査察官は都道府県警察に協力を求め、当該警察当局の指示に従うことになる。

一 カジノ管理機構は、自らの職員として査察官を設けるものとし、必要に応じて、カジノ施設のゲーミング区域内に、査察官を常駐させることができる。

二、査察官は、カジノ施行の安全性、健全性を確認し、その順法性を監視するため、カジノ施設及びゲーミング区域、並びに施行者の事務所などカジノの運営に関するあらゆる施設に任意の立ち入りが認められ、運営、警備・監視システムの検索、閲覧、監視、あるいは運営・財務・会計資料の閲覧などカジノの運営全般に関する包括的な監視を実施できる。

三、査察官はゲーミング区域内部における不正・不法行為を発見した場合には、施行者に対し、現状保全命令を出し、関連する機械、器具、用具、コンピュータ、映像記録等の使用を一時的に禁止できる。」の場合、査察官は現状を保全し、関連警察・司法当局に事実を通報し、必要な捜査に協力する。

四、前二項、三項に記載された査察官の権限は、不正を抑止する日常的な監視を目的としたもので、犯罪捜査の為に認められたものと解してはならない²²⁰。

第三十一条 建議

一、カジノ管理機構は、ゲーミングの公正さを確保し、健全な施行を担保するために行うべき行政処分その他の措置について主務大臣に建議することができる。

二、主務大臣は、前項の建議を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第三十二条 国会への報告と活動報告公表

カジノ管理機構は、毎年、その事務の処理状況と活動状況を国会に報告しなければならない。またその活動報告を公表しなければならない²³⁰。

四、カジノ諮問委員会

第三十三条 設置

主務大臣の政策諮問審議会として国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第八条の規定に基づき、主務省庁にカジノ諮問委員会を置く。

22 査察官に、立ち入り調査権、帳簿閲覧権、現状保全命令等を認める」とは憲法第三十五条に抵触しうるのではないかという懸念を払拭するためのものである。査察官を司法警察官とすれば懸念は払拭されるが、現状はかかる考え方をとった条文構成にしていないためである。査察官の役割とは、あくまでも抑止と監視に徹することであり、違法行為等の場合には、警察に通報し、これに協力する」とのみがその所掌になる。
23 議会による監視、説明責任の貫徹、透明性の確保という観点からも、類似例は無いが、義務づける」とが好ましいと考えられる。不斷の報告を受けることにより、将来の立法政策へと反映させることができる。

第三十三條 任務

- 委員会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を審議するほか、カジノの施行がもたらす社会的、政策的、経済的效果の検証などの事項を調査審議する。²⁴⁾
- 委員会はその所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体、カジノ管理機構に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることが得られる。

第三十四条 組織

- 委員会は学識経験者の内から主務大臣が任命する・・人で組織する。
- 委員会の組織運営に関し、必要な事項は政令で定める。

五 施行に関与する民間主体等に対する許可、使用する機械等に関する認証²⁵⁾

第三十五条 許可なき主体によるカジノの運営行為への参加禁止

- 如何なる個人、法人もカジノ管理機構の許可を取得するには無しに、直接的ないしは間接的にカジノの運営に参加するにはできない。
- 如何なる個人、法人もカジノ管理機構の許可を取得するには無しに、施行者に対し、ゲームングに使用する機械、器具、用具、システム等を販売ないしは提供するにと、カジノ管理機構が規則にて定める一定金額以上のサービスを販売ないしは提供するにはできない。

第三十六条 施行に関与する民間個人の許可

- カジノ管理機構は、カジノの運営に直接的に関与する民間個人の適格要件を、対象となる民間個人の範囲と共に、第三十七条の規程に準拠し、別途規則にてその詳細を定める。
- 施行者の経営者、管理職、従業員あるいは施行者との雇用契約によりカジノの運営に関与する民間個人は、カジノ管理機構が定める所定の書式に基づきカジノ管理機構に申請し、その

²⁴⁾ 基本的には大臣を補佐する政策審議会として位置づけ、指定の選定に関する基本方針の策定や、地域の指定、施行に関する政策的諮問等を担うことを利用としたもので、中立的な立場から大臣を補佐することを狙いとする。主務官庁による行動の透明性を高めるための配慮になる。

²⁵⁾ 第八条から十二条までは施行者に関する許可となるが、第三十五条から第四十三条までは、施行に関与する個人、施行者に財やサービスを提供する民間主体の許可、使用される機械・機材・器具・システム等の認証要件を規定する。参入許可のあり方を詳述するのは、より悪や不正が生じ得ない強制的な仕組みを前提とせざるを得ないからである。

許可を取得しなければならない。カジノ管理機構は、申請者による費用負担により、申請者の適格性を検証する。費用負担の詳細等は、別途規則にてカジノ管理機構が定める。

- 二、申請する民間個人は第一項で規定する要件に照らし、自らの適格性を立証する義務があり、カジノ管理機構が要求するあらゆる個人情報と関連する書類を提出し、同管理機構による調査に協力しなければならない。カジノ管理機構は申請者による明示的な同意に基づき、個人情報を保持する関係行政機関、地方公共団体ないしは民間団体、機関等に対し、協力を要請し、審査のために必要な個人情報を取得できる。²⁶

- 四、申請する民間個人が外国籍を有する本邦居住者である場合、カジノ管理機構は申請者による明示的な許諾と費用負担に基づき、当該国の行政当局に対し、必要な情報を取得するための照会をする」とができる。当該申請者が外国において類似的なカジノ就労許可を取得している場合には、カジノ管理機構は申請者による明示的な許諾と費用負担に基づき、関係各國の規制機関ないしは行政当局等に対し、その申請内容並びに、審査の経緯、許可の詳細につき照会できる。²⁷

五、カジノ管理機構は第一項で規定する基準に照らし、自らの評価、判断により申請を認め許可を与えるか、これを拒否できる。申請者が合理的な理由無く、必要となる書類、情報の提供を拒否したり、協力を拒んだりした場合には、カジノ管理機構は当該申請を拒否できる。

- 六、前項に基づく許可は二年間有効とし、再申請により更新可能とする。許可を得ている者が、許可失効⁶ヶ月前迄に再申請をなし、審査の過程で許可が失効した場合には、更新の可否に至るまでの間、暫時的に許可を受けているものとみなす。

- 七、許可を得た民間個人が、外国において類似的なカジノ施行に係る認可取得に関与した場合で、当該国(規制機関ないしは行政当局)が、当該民間個人の同意を得て、審査、許可の経緯、詳細につき照会があつた場合には、カジノ管理機構は、必要な情報提供をすることができる。

第三十七条 施行に関する民間個人の欠格要件並びに適格要件

- 一、カジノ管理機構は前条に記載された許可を申請する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしてはならない。

(一) 未成年者。

²⁶ 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条並びに「個人情報の保護に関する法律」(平成十五年法律第五十七号)第八条の規定により、「法令に基く行為」となり、情報を開示する主体が個別に本人同意を取得する必要はないが、申請に当たり、規制機関が本人より包括的な同意を得た上で実施することが適切と考えられる。

²⁷ 米国等でカジノ就労許可を取得しているという事実は、無犯罪証明を始め、あらゆる申告書類と背面調査がなされていることが前提となるため、申請者の同意に基き、関連外国規制当局と情報を照会することが審査の迅速化に繋がる。かかる情報交換は各國の規制機関同士における日常的行為でもあり、おかしな考え方ではない。

(一) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった者²⁸。

(二) 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は過去暴力団員であった者。

(四) 暴力団員等と直接的ないしは間接的な経済的利害関係を有している、あるいは有していた者。

- 一 カジノ管理機構は前条に記載された許可を申請する者が、次に記載された適格要件を満たすことを確認しなければならない。
 - (一) 当該個人並びに「親等までの家族、親族が、過去および現在に至るまで、暴力団員等と何らかの直接的、間接的な経済的利害関係を保持していたか、保持していない」と。
 - (二) 当該個人が、成年被後見人、被保佐人若しくは破産の宣告を受けていないこと。
 - (三) 当該個人がカジノの健全性、安全性、公正さに支障をきたしうる者ではない」と。

第三十八条 民間個人に対する許可の一時停止、ないしは取り消し

- 一 カジノ管理機構は許可を得た民間個人が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。
 - (一) 許可を得た民間個人が虚偽の申請を行なつたことを後刻確認した場合。
 - (二) 許可を得た民間個人が第三十七条第一項に規定する欠格要件に該当するに至つた場合。
 - (三) 許可を得た民間個人による本法律、これに関連する政令、規則等に関する違反行為があつた場合。
- 二 カジノ管理機構は許可を得た民間個人が第三十七条第二項に定める適格要件を満たさなくなつたと判断した場合、その許可を一時的に停止し、修復を求めるか、許可を取り消すことができる。

第三十九条 使用する機械、器具、用具、システム等の認証

- 一 カジノ管理機構は、ゲーミング区域においてゲームに用いられる機械、器具、用具、システム等の型式、技術標準及び必要な技術上の規格を別途規則にて定める。施行者は、カジノ管理機構が定める技術標準、技術上の規格に準拠し、同機構が認証する以外の機械、器具、用具、システムを用いてはならない。

²⁸ カジノには関係のない罪により服役した者の服役後の職業の自由を奪うのかという議論があるが、本来カジノは特殊な業で、誰もが自由にその内部の職に就けるという前提はとるべきではない。秩序を維持し、公益を守るために、少しでもリスクがありうる可能性は遮断することが必要であろう。この意味では憲法上の権利でもある職業選択の自由に抵触すると考えるのはおかしい。

²⁹ 使用する機械、器具、用具、システム等を認証の対象とするのは、ここに偽造や不正が入る可能性が極めて高い

二、かかる機械、器具、用具の製造業者(外国において本邦に輸出するかかる機械、器具、用具を製造する者、その輸入業者を含む)は、自らが製造し、カジノ施設に供給する機械、器具、用具の型式や技術上の規格に関し、カジノ管理機構が定める型式、企画に適合しているかについて、申請者の費用負担により、カジノ管理機構の認証を受けることができる。

三、カジノ管理機構は前項で述べた認証に必要な試験の実施に関する事務の全てまたは一部を当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められる中立的な主体として、カジノ管理機構が予め指定する者に行わせることができる。

四、カジノ管理機構は、ゲーミングに関する財務経理を含む全体システム、電子式機械ゲームに関する集中管理システム、警備・ビデオ監視システム等の認証に関しては、関連するソフトウェア並びに実機の技術標準、及び技術上の規格を個別に検証し、認証できるものとし、申請者の費用負担により、中立的な専門家に検査を委託し、技術標準及び技術上の規格との技術的整合性と妥当性を検証させることができるものとする。

五、施行者がこれら認証を得た機械、器具、用具、システム等を設置し、利用する場合、並びに技術標準・技術企画を逸脱してこれらを補修し、改善し、更新する場合、あるいは移設、撤去する場合は、全てカジノ管理機構による事前の認証を必要とする。

第四十条 機械、器具、用具、システム等認証の一時停止ないしは、取り消し

一、カジノ管理機構は次の各号の場合には、許可を得てゲーミングに用いられている機械、器具、用具、システム等の利用を一時的に停止し、必要な是正、修復を施行者ないしは、製造家、販売者に求めることができる。

(一) 認証を受けた機械、器具、用具、システムに関し、カジノ管理機構が定める技術標準に合致していないことが、後刻明らかになった場合。

(二) 認証を受けた機械、器具、用具、システムに関し、当初想定されなかつた技術標準を逸脱した運用がなされた場合。

二、前一項の場合、カジノ管理機構は、施行者に対しこれら機械、器具、用具、システム等の一時的な停止を求めたり、その使用を禁止したり、撤去を命じたりすることができる。

三、カジノ管理機構は次の各号の場合には、ゲーミングに用いられる機械、器具、用具、システム等の利用につき、その利用に係わる認証を取り消し、施行者にこれらの使用禁止と撤去を命じることができる。

(一) 機械、器具、用具、システムの意図的な改竄が行われた場合。

(二) カジノ管理機構の事前の許可なしに、機械、器具、用具、システム等の補修、改善等が行われ、結果的に技術標準や技術企画を逸脱することになった場合。

という事情による。規制機関の業務は、技術標準を取り決め、認証の内容を決めるにあり、具体的な認証行為は別途民間主体を指定認証機関として指定し、「これに委ねる」ことが適切で、規制機関自らが担う必要性は無い。技術の進展により機械やシステムは常に変化・発展しており、「これに柔軟に対応しない限り、効果的な規制はできない」という事情もある。

第四十一条 関連製造家、販売事業者、サービス提供者等の許可

一 カジノ管理機構は、ゲーミングに用いられる機械、器具、用具、システム等の製造業者、販売事業者、並びに施行者にサービスを提供する個人、法人、あるいは施行者のために海外重要な顧客や高額取引顧客を誘致、招請するサービスを提供する個人、法人等に係る適格要件を対象となる関連民間主体の範囲と共に別途規則により定める。

二 前一項で述べた財を製造し、施行者にこれら財を提供する業務に従事したり、サービスを提供したりする業に従事したいと欲する民間主体は、カジノ管理機構が定める所定の書式に基づき申請し、同管理機構の許可を取得しなければならない。カジノ管理機構は、申請者による費用負担により、申請者の適格性を検証するものとする。申請の内容と費用負担の詳細等はカジノ管理機構が別途規則にて定める。

三 申請する民間主体は第一項で規定する基準に照らし、自らの適格性を立証する義務があり、同機構が要求するあらゆる書類、情報を提出し、同機構による審査、調査に協力しなければならない。

四 ゲーミングに用いられる機械、器具、用具、システム等の製造業者が、諸外国において類似的な規制機関による製造・販売許可等を取得している場合、あるいは第一項で述べたサービス提供主体が諸外国における規制機関等より類似的な許可を取得している場合、カジノ管理機構は申請者による明示的な許諾と費用負担に基づき、関係各国の規制機関ないしは行政当局等に対し、その申請内容並びに、審査の経緯、許可の詳細につき照会できる。

五 カジノ管理機構は第一項で規定する基準に照らし、自らの評価、判断により、許可を与えるか、これを拒否できる。申請者が合理的な理由無しに、必要となる書類、情報の提出を拒否したり、協力を拒んだりした場合には、カジノ管理機構は当該申請を拒否できる。

六 前項に基づく許可は二年間有効とし、再申請により更新可能とする。許可を得ている者が、許可失効6ヶ月前迄に再申請をなし、審査の過程で許可が失効した場合には、更新の可否に至るまでの間、暫時的に許可を受けているものとみなす

第四十二条 関連製造家、販売事業者、サービス提供者等の欠格要件並びに適格要件

関連する製造家、販売事業者、サービス提供者等が法人の場合には、その欠格要件並びに適格要件は第十条の規定に準拠するものとし、個人の場合には第三十七条の規定に準拠するものとする。

第四十三条 関連製造家、販売事業者、サービス提供者等に対する許可の一時停止ないしは、取り消し

一、カジノ管理機構は、前条の規定に基づき許可を得た機械、器具、用具、システム等の製造家、販売事業者、あるいはサービス提供者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消すことができる。

(一) 許可を得た製造家、販売事業者ないしはサービス提供者等が、虚偽の申請を行なつた」とを後刻確認した場合。

(二) 本法律、これに関する政令、規則等に関する重大な違反行為があつた場合。

二、カジノ管理機構は許可を得た製造家、販売事業者あるいはサービス提供者等がカジノ管理機構の定める適格要件を満たさなくなつたと判断した場合、是正、修復を求めるか、その許可を一時的に停止したり、許可を取り消したりすることができる。

三、前一項、二項の規程に基づき、カジノ管理機構が製造家の許可を取り消す場合、同機構は、当該製造家が提供した機械、器具、用具、システム等の認証を取り消すことができる。

四、前三項の場合、カジノ管理機構は、施行者に対しこれら機械、器具、用具、システム等の一時的な停止を求めたり、その使用を禁止したり、撤去を命じたりすることができる。

六・運営等に関する許可、認証等

第四十四条 基本運営要綱等の認証

- 一、ゲーミング区域においては、本法律、これに関する政令、規則等に基づき、ゲーミングに関連したあらゆる活動が原則規制の対象となり、認可、認証の対象となる。
- 二、ゲーミング区域において顧客に提供されるゲーム種、ゲームを実施する為に必要となる器具、機械等の数、各ゲームに採用される遊技規則、賭け金のあり方等は、施行者の提案をもとに、カジノ管理機構がこれを、評価、審査し、許可する。
- 三、カジノ管理機構はゲームに係わる射幸性基準を判断するに際しては、別途関連行政機関等の意見を聞くものとする。³⁰
- 四、カジノ管理機構は、提案されるゲーム等の内容が、過度の射幸心を煽る危惧があると判断したり、公共安全やカジノの健全な施行に否定的な影響がありうると判断した場合には、前二項に記載された許可を留保するか、施行者の修正を要求したり、あるいはこれを拒否した

³⁰ カジノの射幸性は優れて個人の判断に依存する側面もあるが、カジノ自体本来射幸性の高い賭博行為であることを認識する必要がある。この射幸性判断基準を単純にかつ過度に厳格に規制した場合、世界的なスタンダードとしてのカジノではなくなる可能性が高く、考え方次第では、事業性や収益の在り方に大きな影響を与えるかねない側面がある。公安当局の意見は尊重すべきであろうが、カジノの射幸性判断基準は公営賭博と同じ論理である必要はなく、時代や背景、制度のあり方によつても変わらうことを考慮すべきで、その最終的判断は規制者たるカジノ管理機構が担うことが適切であろう。尚ゲーム種やゲーム規則等の選定、あり方は施行者に提案させ、これを評価し、許可の対象と共に、後刻この許可を見直し、もし問題が生じた場合には、隨時その是正を図るという仕組みの方がより合理的な考えになる。一方的に規制当局や公安当局が固定的な考えを押し付けることが適切とは判断されない。

りすることができる。許可された内容に係わるあらゆる改定、修正は全て再申請、再認可の対象とする。

五 一端許可されたゲームの内容、遊技規則、賭け金のあり方等が、その実施段階において、著しく射幸心を煽り、ゲームの健全性、安全性を確保することが難しい状況が後刻判明した場合には、カジノ管理機構は、許可された内容を改定、ないしは修正したり、取り消したりすることができる。

六 カジノ管理機構は、ゲーミング区域における円滑なるゲームの遂行に必要となる運営基準を別途規則により定める。

七 施行者は、前六項に規定された運営基準を遵守しなければならない。また、この運営基準に基づき、カジノ施設の運営開始六ヶ月前に次の各号に記載した運営実施要綱等に関する案を策定、カジノ管理機構に提出し、その認証を受けなければならない³¹⁾。

- (一) 業務遂行要綱
- (二) 安全管理要綱
- (三) 金銭等取り扱い手順書
- (四) ゲーム運営手順要綱
- (五) 警備・監視手順要綱
- (六) 会計・財務手順書

(七) 犯罪による収益の移転防止に関連した報告等に関する手順書

(八) 事故・災害時における対応・退避手順書

(九) 職員法律順守教育手順書、職員職務規定書

(十) 賭博依存症患者特定化、対処に関する業務手順書、職員教育手順書

八 カジノ管理機構は、場内秩序維持や監視、管理を効果的にするために、前項に記載された要綱、手順書等の変更、修正を求めることができ、施行者はかかる変更命令に従わなければならぬ。

九 施行者は運営の効率化や施行の健全性、安全性を確保するために、前七項記載の運営実施要綱等を改定、変更することができる。この場合予めその内容をカジノ管理機構に報告し、その認証を受けなければならない。

一〇 カジノ管理機構は前七項、八項、九項に記載された認証を非合理的な理由で拒否したり、その認証を留保したりしてはならない。

³¹⁾ 事業の経営方針や運営方針、年度毎の事業計画や收支計画は当該施行者の個別の経営判断事項であり、これらを提出させ、認証の対象にすることは適切とは判断されない(公社公団でも特殊法人でもない民間主体である以上、経営の方針にまで国の機関が関与すべきではない)。逆に、厳格な認証の対象にすべきは、運営のあり方や作業手順等であり、不正や不法行為が生じやすい仕組みになつてないか否か、公平性が担保される適切な作業手順となつているか否かを検証することにあるべきであろう。規制は不正、悪を排除し、秩序を維持するために、事業者が利益を上げることを問題とすべきではない。リスクも大きく、投資償却負担も大きい場合、合理的なりターンがあることは経済合理性のある行為でもあり、民間事業者のかかる正当な行為を規制することは適切とはいえない。尚、上記目的を達成するために、規制機関は経営や運営に関するデータ、資料を制限されることなく閲覧できるものとする(不正行為の抑止であつて、施行者の経営を管理することがその目的ではない)。

第四十五条 重要契約等の認証・届出

- 一 施行者は、政令で定める一定金額以上の契約を第三者と締結する場合には、その内容に關し、予め契約締結前にカジノ管理機構にその内容を届出なければならない。
- 二 カジノ管理機構は、前項で規定した契約に關し、その内容を検証するためには、契約案の写しを要求することができ、必要がある場合には、金額の如何に拘らず、当該契約を認証の対象とすることができる。施行者は第三者と契約する場合には、予めこの可能性につき、第三者より了解を取得しておかなければならぬ。
- 三 カジノ管理機構は、届出、認証の対象となる契約が公正かつ健全なゲームの遂行に支障をきたしうると判断する場合、その内容に意見することができ、施行者は、これを尊重しなければならない。

第四十六条 損失準備金積立義務

施行者は、顧客に対する支払に備え、危険損失準備金勘定を設け、政令で定める一定金額までの危険損失準備金を同勘定に積み立て、これを保持しなければならない。

七 運営等に関する遵守事項

第四十七条 運営等詳細規則

カジノ管理機構は施行者、施行に直接的に関与する者、及び顧客が遵守すべきカジノ施設の運営等に関する詳細規則を別途制定する。

第四十八条 カジノ施設、ゲーミング区域における秩序維持、警備と監視義務

- 一 施行者は、カジノ施設並びにゲーミング区域における秩序、安全を保持し、不正行為や秩序を乱す行為を抑止するためにカジノ施設、ゲーミング区域の警備、監視を実施する義務を負う。施行者は、このために警備や監視に必要となる体制を具備し、最先端の技術を用いた機材やシステムを採用し、効果的な監視や警備を実践しなければならない。
- 二 前項の目的を達成するため、施行者は必要に応じて、都道府県警察当局の協力を仰ぐものとする。
- 三 施行者は、ゲーミング区域における全てのゲームの進行、金銭、チップ交換所等を固定式ビデオカメラ及びズーム可動式ビデオカメラにより、あらゆる角度から同時進行する全てのゲ

ーム並びに金銭取引の映像記録をとり、これを保管しなければならない。かつ別途設置される監視室に中央監視モニター設備を設置し、専門監視員を配置して、常時ゲームの公正さを保持するため、二十四時間施設の状況と運営行為に関する監視がなされなければならない。

四. ゲーミング区域の監視システムや管理システムへのアクセスは施行者の内部規定により制限されるものとし、特定の許可を得た人物以外はかかるシステムへアクセスすることを禁止する。
五. 前三項に記載したゲームの進行に係わる全てのビデオ映像記録は四営業週間の間、保管されなければならない。カジノ管理機構は隨時この映像記録を閲覧できるものとし、不正、違法行為、犯罪などが確認された場合には、これら映像記録は犯罪証拠として捜査当局に提出しなければならない。

六. 監視システムや監視システムに不調・変調が発見された場合には、施行者はこの事實を直ちに、カジノ管理機構に報告しなければならない。この場合、監視の対象となりえないゲーミング区域が生じた場合には、当該区域におけるゲームの進行は中止しなければならない。

第四十九条 チップ並びに換金行為

- 一. 施行者はゲームの用に供する賭け金を代替する目的をもつて、粘土ないしはプラスチックで作られるゲーム用の代替貨幣であるチップをゲーミング区域のみにおいて使用し、顧客との間で現金をチップに交換し、チップを現金に交換することができる。
- 二. チップは特定場所、特定用途のみに利用される現金との交換性を保持する有価証券とみなすものとし、ゲーミング区域外では金銭と交換することはできない。またその発行と使用は施行者のみに認められ、その技術仕様、製造、運搬、保管、使用、破毀手順は別途カジノ管理機構が規則にてこれを定める³²。
- 三. ゲーミング区域内において、顧客との間におけるチップと現金、現金とチップの交換は、予め定められた交換所、ないしは自動交換機において、ないしはゲームが実施される各テーブルにおいて施行者の職員たるゲームの主催者(ディーラー)との間においてのみ可能とする³³。

第五十条 カジノ管理機構による監視

32 有価証券とみなす理由は、①現金・チップ交換行為が消費税の対象にならないことを期すと共に、②その偽造が刑罰の対象になることを前提とする(刑法第百六十二条、有価証券偽造罪)ことにある。一方、チップの販売、買取ないしは貸付を前提とする仕組みを代替的に考慮する場合には、特段の規定が無い場合には、消費税の課税対象になる可能性がある。

33 偽造や不正は厳格に法により規制することが前提となるが、カジノ施設へのチップの持ち出し禁止は、規制を設けても実質的にはチェックできず、効果は薄いと考えられる(持ち出した場合には、売り上げが合わなくなるため、会計上はチップを販売したことで処理し、後刻利用された場合には損失処理するなどの調整が必要になつてくる)。尚、~~カード~~をチップに埋め込めば、限りなく不正を防止することができる。一方外部に出るゲートでこれを電子的に無効化することは可能とはいえ、後刻、この無効のチップが場内に持ち込まれ、利用されようとする場合には、問題が生じる可能性もあり、何らかの工夫が必要であろう。

- 施行者は、自らの費用負担により、カジノ管理機構の査察官に必要な事務所個室空間をゲーミング区域内に設けるものとし、同事務所にビデオ監視システムの任意な閲覧を可能とする端末機や、施行者の警備・監視責任者、地域における都道府県警察との円滑な連携・協力を可能とする端末機や通信手段を設置し、これらを維持しなければならない。
- 施行者が設置する電子式機械ゲーム(スロット・マシーン、ビデオ・マシーン等)は、コンピュータにより全数管理されるシステムとし、施行者は自らの費用負担により、カジノ管理機構が指定する任意の場所にオンラインにより全ての情報ログと入出金を検証し、監視できる端末機を設置し、これを維持しなければならない。
- 施行者は、不正監視や偽造防止の為に最先端の技術を採用しなければならず、オンラインによる中央計数管理が可能な場合、かかるシステムを設置し、自らの負担により、カジノ管理機構が指定する任意の場所に端末機を設置し、これを維持し、カジノ管理機構による自由な情報の閲覧を可能にしなければならない。

第五十一条 報告の徴収、立入検査

- 施行者は事業年度終了後六十日以内に、公認会計士による監査済み財務報告書をカジノ管理機構に提出し、その確認を受けなければならない。
- 第二十九条に記載した、査察官による監視に加え、カジノ管理機構は、任意の時点で施行者の事務所又はカジノ施設、ゲーミング区域に立ち入り、運営関係書類、会計帳簿その他の関係書類の閲覧を求め、これらを監査し、検査することができる。また任意の機械、器具、道具、システムを検査の対象とすることができる。

第五十二条 条例による追加規制

- 特定地方公共団体は、地域住民による過度の賭博行為を抑止し、地域社会において善良な風俗を維持し、清浄な風俗環境を害する行為を防止したり、未成年者の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する目的をもつて、条例により、カジノ管理機構が定める運営規則や基準を上回る厳格な運営規則や運営に関する制限を設けたり、来訪客と地域住民への規則の適用を差別的に講じたりすることができる³⁴⁾。施行者はかかる規則を順守しなければならない。
- 特定地方公共団体が、前項の手続きをとる場合、予めその内容をカジノ管理機構に通告しなければならない。

³⁴⁾ 差別的追加規制を認めるのは、施行に係る地域住民の意思を尊重すべきだからである。もつとも差別的に規制を設ければ、確実に顧客抑制効果が生まれ、事業性は悪化しうる。これを理解した上で地域の政策として、差別的規制を取り入れることは、賭博行為の場合には、公益性的観点から認められるべきであるう。逆に、条例により法案の規定を緩和する」とは一切認められるべきではない。

八・顧客の安全、保護に係る事項

第五十三条 ゲーミング区域への立ち入り禁止者

次の各号に該当する者はゲーミング区域への立ち入りを禁止する³⁵。

- 一 未成年者。
- 二 成年被後見人、被保佐人ないしは破産の宣告を受けた者。
- 三 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった者。
- 四 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は過去暴力団員であった者。
- 五 国内外を問わず、また理由を問わず、過去カジノ施設ないしは類似的な遊技施設において規制機関等の行政当局、ないしはカジノ施行者により立ち入り禁止措置を受けたことのある者。

第五十四条 ゲーミング参加禁止者

次の各号に該当する者はゲーミング区域内における金銭を賭すゲームに参加することを禁止する。

- 一 カジノ施設の経営、運営に従事している施行者の経営者、管理職、従業員あるいは、施行者との契約行為により運営行為に直接的、間接的に従事している者等。
- 二 カジノ管理機構の委員、事務局職員等規制や監視に従事している公職員等。

第五十五条 本人確認要請と施行者による顧客排除

- 一 施行者は、第五十三条に記載された要件を確認するために、任意の顧客に対し、本人確認のための写真付身分証明書の提示を求めることができる。顧客がその提示を拒否した場合には、施行者は当該顧客のゲーミング区域への立ち入りを拒否できる。
- 二 施行者は、顧客の賭け金行動が、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十一号）の報告対象となると判断した場合には、当該顧客に対し、本人確認を要請

³⁵ カジノとは誰もが自由に立ち入りることのできる「自由な」施設とはしないことを全ての前提とする。過去何らかの問題を起こした人物は、潜在的なリスクがあることより、立ち入りさせるべきではない。諸外国で不法行為をした人物や諸外国規制当局によりブラックリストの対象になっている人物も、国籍の如何を問わず、立ち入れを認めるべきではない。

しなければならない。顧客がかかる要請を拒否した場合、施行者は当該顧客のゲームへの参加を拒否しなければならない。

- 三 施行者は公序良俗を乱しうると合理的に判断される顧客や泥酔者のゲーミング区域への立ち入りを拒否したり、その理由を開示すること無しに、任意の顧客のゲーミング区域への立ち入りを拒否したりすることができる。また、ゲーミング区域内において、ゲームの進行を混乱させる行為をする顧客、あるいは場内の秩序を乱しうると合理的に判断される顧客をゲーミング区域から排除することができる。

第五十六条 顧客保護規定

- 一 何人もカジノ施設内部ないしはその周辺において、公共秩序や風紀を乱す行為をしてはならない。
- 二 何人もゲーミング区域内において、顧客に対し、遊興する目的のために金銭等を貸付ける行為をしてはならない。
- 三 前二項の例外として、施行者の責任において、予め登録した海外重要顧客、高額取引顧客に對し、預託勘定を設定したり、サービスの一環として与信を付与したりすることを例外的に許諾する。この場合の未回収債権に関する履行請求権は民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十条の対象となることはない。³⁶
- 四 ゲーミング区域内部ないしはその直近の周辺に現金自動預け払い機を設置することを禁止する。
- 五 ゲーミング区域内部において、カジノ管理機構の許可、認証を得た者以外の者が顧客に対し、何らかのサービスを提供したり、顧客を勧誘したりする行為を禁止する。
- 六 国内において、射幸心を煽るカジノ施設に関する過度の広告はこれを禁止する。
- 七 施行者は、ゲームに係わる遊技規則、並びに各ゲームにおける顧客にとっての確率的な期待値を明示的に理解できる手法によりゲーミング区域において顧客に対し、告示しなければならない。
- 八 施行者は、過度の賭博行為に伴う危険性に関する注意喚起をゲーミング区域において顧客に対し、告示しなければならない。
- 九 施行者は賭博行為への依存性が病的に高いと想定される顧客に対し、過度の賭博行為を勧奨してはならず、かかる顧客を特定化し、ゲームへの参加を抑止しなければならない。

³⁶ 所謂VIP顧客とは大金の現金を保持したままカジノ施設を訪問するわけではないので、何らかの枠組みを認めないと、海外VIP顧客層を排除することにならないからである。一般客は金銭貸付を禁止し、施行者のリスク、判断により営業政策上必要である場合には、高額顧客層のみに対しては例外的に認めるべきであると考える。但し、このリスクはあくまでも施行者がとるべきことが基本となる（注・民法第90条「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とする」。明文の規定が無くとも、法案自体が公の秩序又は善良の風俗に反しないという前提を取れるならば、民法に関連した記述は不要となる）。

一〇. 施行者は賭博行為への依存性が病的に高いと想定される顧客を特定化し、これに適切に対処するための従業員教育を定期的に実施しなければならない。また、外部専門団体とも連携し、必要となる顧客に対し、カウンセリングや治療を無償で提供する体制を講じなければならない。

一一. 施行者は病的な賭博依存症の症状にある顧客本人ないしはその家族の要請に基づき、当該顧客本人の将来に亘るゲーミング区域への立ち入りを禁止する予防措置依存症患者自己排除プログラムを講じなければならない。また、複数のカジノ施設間で情報を共有し、これらと連携、協力し、依存症自己排除プログラムを効果的なものにしなければならない。³⁷

一二. 施行者は、賭博依存症が当該個人や家族、社会に与える悪影響を認識し、その実態を把握し、これを縮小化するための調査・研究等への積極的な支援を実施しなければならない。

九. 施行に伴う納付金等及びその使途

第五十七条 国に対する納付金³⁸

一. カジノの施行から得られる収益により、少子高齢化に直面した国の財政に資することを目的に、また、国民が等しくその便益を享受できるように、施行者は、カジノ管理機構が定める手順に基づき施行に伴うゲーミング粗収益を各営業日毎に調整、確定し、その・%相当額を国民年金給付費国庫負担金の一部として、国民年金勘定、厚生年金勘定の年金特別会計に等分して納付しなければならない。

二. 納付金は各日粗収益確定後、一週間以内に電子送金で支払われねばならない。

第五十八条 賭博依存症等対応基金納付金³⁹

一. 政府は、賭博行為がもたらす社会的危険を縮小化するために、関連する民間機関等の協力を得て、賭博依存症の実態調査、研究、カウンセリングや治療の体制支援、防止や予防の為の教育普及活動等を支援する体制をとるものとし、その財源とするために賭博依存症等対応基金を設ける。

二. 上記の財源は施行者が、施行収益から納付するものとし、前条第一項に記載された調整、

³⁷ 自己排除プログラムと呼称し、あくまでも顧客ないしはその家族の申請に基づき、当該人を施設から排除するという考え方で、欧米諸国ではこれを法律上の規定とし、違反の場合には家宅侵入罪を適用するという事例が多い（依存症患者は「正常である状態も多く、かかる時点でき自身排除を申請する」という仕向けて、施設側でブラックリストに載せ、中に入れない）という仕組みになる）。

³⁸ どう考え方をデザインするかはあくまでも立法政策上の選択肢であろう。

³⁹ 行革推進法第十八条一項により「特別会計の新設は、事務事業の合理化もしくは効率化、又は財政の健全化等に資する場合を除き、行わない」とされている。現行法上新たな特別会計の設置は難しいという事情になるが、これは立法政策の課題であろう。特別勘定が無理な場合には、財團や振興法人等を民間資金と協働で設立し、ここで交付金を支払う等の方法も理論的にはありうる（但し、この場合、天下りや利権を構成してしまうリスクもある）。

確定済みのゲーミング粗収益の・・%相当額を納付金として賭博依存症等対応基金に拠出しなければならない。

第五十九条 特定地方公共団体が收受しうる納付金[†]

- 一 特定地方公共団体は、施行者のゲーミング粗収益より第五十七条並びに第五十八条に記載された納付金を控除後の金額を対象として、独自に納付金を定め、これを徴収することができる。
- 二 特定地方公共団体が收受する納付金は、運営者が担う費用リスクを勘案し、地方公共団体と施行者が契約においてこれを適切に取り決めるものとする。
- 三 特定地方公共団体は、透明性を高め、施行に係る市民による理解を得るために、予め条例で、本法律の趣旨に則り、カジノの施行に伴い收受する納付金の使途を定めなければならない。

第六十条 入場料

- 一 特定地方公共団体は、地域住民による賭博行為への過度の関与を抑止する目的をもつて、条例を制定することにより、ゲーミング区域への入場に際し、別途カジノ入場料を徴収できる[‡]。
- 二 当該特定地方公共団体がカジノ入場料を徴収する場合、その一定率は、地域社会における風俗環境の悪化防止や賭博行為が地域社会にもたらす否定的側面を縮小するための施策のために支出されなければならない。

一〇・国、特定地方公共団体、施行者の責務

第六十一条 国の責務

カジノの施行に伴う地方公共団体の取り分けは、国が法で定めることなく、地方公共団体が自らの判断でこれを定め、施行者と契約により取り決め、徴収すべきではないかという考えに基づく。一方、地方公共団体にとり、周辺地区の治安対策、交通対策、観光振興等の事務は追加的な事務になるために、一定の収益を確保することができる枠組みとしておくことが必要になると考えられる。勿論当該地方公共団体の判断として、直接的な納付金ではなく、投資誘致効果や投資の規模、間接的な税収効果などをより強く期待し、地域振興を図るという考え方も許容されるべきであろう。
一部公営競技では入場料徴収を義務化し、施行に係る管理者の判断でこれを免除しうるという考え方をとっている。入場料徴収は確実に需要抑制効果があり、全体税収は上がるとは限らないことより、かかる施策が適切か否かは当該地方公共団体の判断に委ねることが適切であるといえる。

- 一、国は特定複合観光施設の設置及びカジノ施設の開設並びに運営が、地域振興や国内外の観光客増、観光産業振興に資するよう必要な措置を講じなければならない。
- 二、国はカジノ施設が国民の安全、環境衛生、教育、健康及び観光産業などに与える効果や影響を調査、評価し、同施設の安定的な施行が国民に対し健全かつ安全な娯楽として発展するよう適切かつ必要な対策を講じなければならない。

- 三、国は、カジノの施行が健全性、安全性を担保つつ、円滑に実施されるように、運営に係わる規律を定め、その運営行為を監視し、不正や悪の介在を根絶するために、必要な措置を講じなければならない。

第六十二条 特定地方公共団体の責務

- 一、特定地方公共団体は、カジノ施設が設置される地域社会の良質な周辺環境の保持、及び健全な環境衛生の維持に努めるものとし、周辺地域の交通の安全と円滑化を図る配慮をしなければならない。
- 二、特定地方公共団体は、特定複合観光施設の設置及びカジノの施行を通じ、地域観光の振興及び地域経済の発展、公共の福祉の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。
- 三、特定地方公共団体は、カジノ施設への組織犯罪の介入防止、地域における風俗環境の悪化防止、地域社会における賭博依存症対策等に關し、施行者に勧告、助言する主体として、地域環境管理委員会を設置するものとし、地域環境対策を自主的に推進することとする。当該委員会は、警察、教育、保健衛生、金融等の当局及び有識者で構成する。

第六十三条 施行者の責務

- 一、施行者は、カジノの施行は、高い社会的責任と高潔な倫理觀が求められる行為であることを認識し、本法律、これに関する政令、規則を遵守しなければならない。
- 二、施行者は、地域社会において地域と住民のために積極的な貢献を果たす義務を保持し、地域社会にもたらす否定的な側面の縮小化に配慮し、慎重に運営を実施しなければならない。
- 三、施行者は、カジノ施設の秩序、治安を維持し、健全なる環境衛生の保持に努めるものとし、地域環境管理に関するその他必要な配慮を怠つてはならない。

一一・ 主務大臣

第六十四条 主務大臣

この法律における主務大臣等は次の通りとする。

一、 第…条から第…条に関する事項については内閣総理大臣。

二、 その他の条項に関する事項については……大臣並びに……大臣。

一一一 賞罰則

第六十五条 賞罰則

- 一、 ……をした者は…以上、…以下の懲役に処する。
- 二、 ……をした者は…以下の懲役若しくは…以下の罰金に処する。
- 三、 ……をした者は…以下の懲役若しくは…以下の罰金に処する。

一二一 雜則

第六十六条 政令、規則への委任

…

第六十七条 一定期間後の法の見直し

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化、国民のカジノに関する理解と支持等を勘案し、制度のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六十八条 施行期日

この法律は、公布の日から起算し・ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。